

令和2年度第2回社会福祉審議会 議事録要旨

| | |
|------|--|
| 日 時 | 令和3年2月22日(月)午後2時15分から午後3時45分まで |
| 場 所 | 東大阪市役所18階 大会議室 |
| 出席者 | (委員)関川委員長、新崎委員、稻森委員、井上委員、江浦委員、太田委員、河原田委員、北野委員、坂本委員、佐堀委員、谷口(勝)委員、谷口(晴)委員、中川委員、中西委員、西島委員、原委員、宮田委員、村岡委員、山下委員、山田委員、好川委員、吉田委員 以上22名 (事務局)川東児童福祉施策推進担当理事、大原教育次長、高橋福祉部長、奥野生活支援部長、平田子どもすこやか部長、福原社会教育部長、矢野地域福祉室長、宮野指導監査室長、寺岡障害者支援室長、中野高齢介護室長、赤穂生活福祉室長、川西子育て支援室長、高品子ども見守り相談センター所長、関谷保育室長、和田地域福祉課長、松下高齢介護課長、大川地域包括ケア推進課長、森障害施策推進課長、増井子ども家庭課長、地域福祉課 水嶋総括主幹、入江主任、竹林社会福祉協議会次長 |
| 議 題 | 各計画の報告について (1)東大阪市第9次高齢者保健福祉計画・東大阪市第8期介護保険事業計画(案)について (2)第4次東大阪市障害者プラン・第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画(案)について (3)第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画(案)について (4)(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランの策定について |
| 議事要旨 | ○司会 開会のことば ○福祉部長 開会のあいさつ ○司会 ・委員の紹介 ・各所属長の紹介 ○委員長あいさつ 【令和2年度に策定する計画についての報告】 ○委員長(高齢者福祉専門分科会 会長) 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画についての概要説明 ○高齢介護課 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画についての詳細説明 |

○障害施策推進課
第4次東大阪市障害者プラン・第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画についての詳細説明

○委員(児童福祉専門分科会 会長)
第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画(案)についての概要説明

○子ども家庭課
第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画(案)についての詳細説明

○子ども家庭課
(仮称)第2次東大阪市子どもの未来応援プランについての説明

【委員の意見】

○委員

ひとり親計画の第2章「ひとり親家庭の現状と課題」について、ひとり親になる原因があたかも離婚によるものであるかのような表になっている。事故、病気、犯罪に起因するもの、自殺等によりひとり親になることもあると思うが数値的に件数として計上するほど多くないということで掲載していないということをいいか。

○事務局

件数的に少ないと思われるため、特に多い協議離婚について記載している。

○委員

障害者プランの第1部第1章総論について、計画策定から7年間、東大阪市では障害のある方に対し様々な支援策を考えてきたという記載がある。2019年には東大阪市は他市に先駆けて手話を第二の言語とする手話言語条例が制定されているが、その記載がないため、可能であれば一文添えてもらえたとありがたい。

○事務局

成果ということで追加で記載したい。

○委員

高齢者福祉計画について、認知症の方の「徘徊」という表現を、すでに東大阪市としては「徘徊」という言葉を使わずに違う言葉で表記するように配慮している。P.55では「認知症により迷い人となった身元不明の高齢者」という表現があり、他の部分では「認知症により行方不明になる高齢者」としており、少しだけ表現が違っている。本市としては徘徊という言葉を統一してこの言葉に置き換えるというようにした方がわかりやすいと考えるが、その点について、意見を聞きたい。

○事務局

認知症ガイドブックを作成したときから「徘徊」という言葉は本質とは異なるのではないかということで言い換えるように努力をしている。ただ、文脈によってきっちりと当てはまる言葉が変わってくるため、一義的にこの言葉に置き換えるということは難しい。

指摘いただいた箇所については文脈の中でどういった言葉が適切であるかということを整理したいと思う。

○委員長

介護保険事業者の方々の中では、徘徊という言葉はどういう言葉に置き換えるように変わってきてているのか。

○委員

多くの方は目的があってそこに向かって行動している。それを周りからみると理解できないから徘徊という言葉を使ってしまうのかもしれない。そのあたりを配慮できる言葉があればいいが、出てこない。

○委員長

言葉がいけないのであって、例えば地域包括支援センターが行う地域ケア会議の中で追いかけてどういうものとして地域住民や事業者にお伝えするかということを委員が問題提起しているのだと思うので、引き続き協議いただいて、適切な言葉を探すというよりは適切な理解をつくるということが大切だと思う。

○委員

先ほど意見のあった、ひとり親になる理由として離婚のみがあげられている件だが、これまで何も違和感なく読んでいたが、これでいいのかということでももやもやし始めている。確かに離婚がひとり親になる理由の大多数を占めているが、そうではない方がこれを見たときに、自分たちのことは考えてもらえていないと思われるのではないか。全体像を示したうえで離婚についても記載すべきなのかなと思う。

○委員長

ひとり親の方には過不足なく適切な支援は届いているのか。福祉の全対象から見ると数が少ないため、十分議論ができないまま国の施策が展開され、何も疑問を感じない部分があるが、本当に必要な支援が必要なところに届いているのかという点についてはどうか。

○委員

先ほど説明があった通り、サービスは提供するが、それを利用するところまでエンパワメントできているのかという課題が残されているのがひとり親家庭の状況ではないかを感じている。

○委員

今回は第3次計画をベースに作成したので、意見を頂いた生別と死別ということをここに追記していただければと思う。また、母子父子自立支援員の方が現場では個別に対応いただいているが、実際本当に必要な方に制度の周知や自立支援プログラムが行き届いているのかということを、市としてより踏み込んだ支援をしていくべきだという意見があり、それをどう具体化していくかということは4次計画で見ていかなければいけないと思っている。

○委員長

アウトリーチ型でニーズを掘り起こして、適切なサービスに繋げていくと利用実績が格段に上がって、1.5倍、2倍になるということが本来あるべき姿だと思う。

○委員

見落としているかもしれないが、ひとり親家庭の貧困率は出しているのか。もう1点はサービスはもちろん大事だが、就業率が他の家庭に比べて高いということは働きながら子育てをしている人が多いということが読み取れると思うが、そういった中で子育ての不安や負担が顕在化して、それが不適切な対応によって、保護者が精神的にしんどくなってしまうのではないかと思う。このあたりについてはどう考えているか。

○事務局

貧困率は計画のP.9の下の表に記載しており、厚労省のものになるが、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の貧困率は平成30年度が41.8%ということで依然として高い数値で推移している。

○委員

東大阪市のデータはないのか。

○事務局

8月の現況時には調査を行っているが、母数が100件弱であるため、今回の計画には掲載していない。前回子どもの未来応援プラン、いわゆるひとり親の計画ではアンケート調査をして貧困率は出している。P.19の①世帯の状況4つ目、本市の相対的貧困率は12.96%で、このうち母子家庭は45.3%、父子家庭は5.3%と、半数以上をひとり親世帯が占めている状況である。

○委員

視覚障害のある方と接する機会が多いが、障害者プランP.82に道路歩道等のバリアフリー化の推進ということで視覚障害や発達障害の方への配慮が書かれているが、視覚障害のある方はホームからの転落が非常に多い。市の範疇にあるかわからないが、駅のホームにその対策がされているところとされていないところがある。そういうところに対する対応は何か考えているか。

○事務局

障害者プランP.83の公共的建築物の整備、改善ということで、公共的建築物の段差解消やエレベーター設置などがあるが、市としては鉄道事業者に対してユニバーサルデザインを導入した形での整備をお願いしますというような周知啓発になると思う。

○委員

事業者に整備を促していくということは難しいのか。

○事務局

書きづらい部分であるが、市としてはやっていかないといけないとを考えている。

○委員

障害者の文字に違和感がある。従来この障害者という言葉が使われてきたが、今の

社会情勢を見たときにいつまでもこの言葉を使っていいのか。いくらプランにいい言葉を並べても今の制度や仕組みの狭間にいる人は置いてきぼりを食らう。これからの地域共生社会を推進していく中で十分に生かされるのか。

○事務局

障害の表記については様々議論してきているが、本市としては障害の社会的モデルという考え方から、社会の方に障害があるという考え方により障害という言葉を使っている。

○委員長

「害」をひらがなで表記することで、そのぐらいは配慮しているというメッセージにはなると思うが。

○事務局

過去に障害のある当事者や関係団体の方にアンケート調査をして、表記はどうしたらいいかということを調査した。大阪府ではひらがなで「がい」を表記しているが、本市では「害」のまま使っていこうという意見が多かったこともあって現状は使用している。

○委員長

計画を策定する際にアンケート調査をすると思うが、その中に一項目入れて定期的に意向を把握してはどうかと思う。

○委員

「害」の字に配慮した方がいいのではないかという意見が出てうれしい。私が所属する団体にも以前相談があったが、字というものは形ではなく、気持ちだと思う。だからそれが漢字であろうとひらがなであろうと私にとっては同じだと思った。だから啓発、理解が大事になってくると思うわけで、ほとんどのことが社会的障壁によって起こるということだが、私たちはいつも「障害」という言葉は使わずに、「困りごと」という言葉を使っている。このような発言を頂いたことにより、それが考える一つのチャンスになっていると思う。どのような字の方がいいのか。字だけにとどまるのか。私たちは取り組みを始めて何十年となるが差別解消法が施行されたので、この機会に考えていきたいと思う。委員が発言してくれたことはうれしく思う。

○委員

視覚障害は最近は「ロービジョン(低視覚者)」という言葉をよく使っている。色覚異常は色覚特性という言葉を使ったりもしている。ただ知的障害や発達障害等に当てはめられるかというとそうではないので、全体的には障害という言葉のままでいいのかなと思う。そういうことで社会的議論が色々あり、この場ではなかなか決めにくいことがあるので、社会的コンセンサスということでいい用語があればいいが、個々に変えてしまうとまとまりがつかなくなるので「がい」をひらがなにするのはどうかなと思う。

○委員

害は与える場合もあれば被る場合もある。「害」という字そのものをとやかく責めるようなことはよくないと思う。言葉は文化であり、多様性を秘めている。心の持ちようと使い方の問題、文脈の中での捉え方があるので、そのあたりを加味して考えていただき

たいと思う。

○委員長

内閣府では障害者差別解消法の議論を 1 年ほどやっていて、法改正を今国会で提案することが予定されているが、合理的配慮の努力義務を義務化するということで意見がまとまっている。大阪府でもアンケート調査を行っていて、多くの中小企業の事業者の方は差別解消法の存在自体も知らなくて、合理的配慮と言われてもよくわからないということがわかった。差別解消法の周知と合理的配慮とは何を求めているのかということを、特に東大阪市は中小企業が多いので、差別解消地域協議会、自立支援協議会等も使いながら周知の強化徹底に取り組むことも大切だと思う。また、国の議論の中では各市町村の相談支援体制について、自治体によって動いているところと全く動いていないところがバラバラで支援体制の強化ということも課題になっている。一方で障害者差別解消支援地域協議会の機能アップも大きな課題である。現行法をより有効なものにするためにはこの 3 点が大きな課題だという議論をしてきたが、東大阪市の相談支援体制や啓発等は次の計画の中ではどのように動かしていくつもりか。今日提示されたプランの中では紙面の関係もあって十分書き込めなかつたのかと思うが、議論の中でこれからこうしていきたいというような意見が出ていれば教えていただきたい。

○事務局

差別解消法の周知啓発については、P.61、P.62 に取り組みとして掲載している。差別解消法以外についても年1回、事例やどういうことが今問題になっているかということを話し合っている。啓発については、障害当事者に参加していただいて、車座ワークショップという形で障害当事者がどういう体験をしていてどういう思いがあるか、どういう差別的なことがあるのかということを実体験を基に発表していただいてそれをみんなで話合うというイベントを年に数回する等、啓発活動を行っている。中小企業や一般企業には差別解消法を知らない方も多いと思うので、発信の仕方を考えていきたい。相談支援体制については、市内に基幹相談支援センター、委託相談支援センターという相談に特化した機関をもっているので、そちらを中心として相談支援を充実しているところである。

○委員長

障害者差別解消支援協議会を年 1 回ではなくて、具体的に就労も含めた様々な差別をどうするのか、事業者に対してどう伝えていくのかということを、自立支援協議会は就労もテーマになっているので、うまく連携して取り組んでみてほしい。法律改正は一つの転機、ターニングポイントになるので、事業者の方々に関心を持ってもらういいチャンスになると思う。

○委員

高齢者福祉計画について、昨年、今年、コロナウイルス感染症の関係で高齢者の社会参加やサロン活動を行うことが厳しい状況にあるということに一切触れずにこの計画を立てているのか。感染症対策をしっかりと行いながら社会参加を促進していくというように記載する方がいいのかなと思うが。

○事務局

ご指摘の内容を書ききれているかというと、少し伝わりづらかったのかなと思うが、P.109に災害や感染症対策に対する備えということで、高齢者が安心して暮らせるように感染症対策に取り組む必要があるという部分の最後に取り組み方針として地域における感染症対策に必要な情報を提供することに努めますということを記載し、委員の意見のとおりこのようなことにも取り組んでいかないといけないということを記載した。

○委員

高齢者の方にお話を聞くと、感染症対策をしながら地域をつなげていきたいという思いをもっておられるので、もしよければ、そういうたたかいでいるということを一言書くといいかもしない。やはり地域活動というのは住民主体という面があると思うので、こういったことをやっていきますというように上から目線で書くのではなくて、そのあたりご考慮いただければと思う。

○委員

3 冊並べてみたときに、高齢者とひとり親の計画はなじみよい活字なので明朝体なのかと思うが、これから市が出していくものはUDフォントを使用して誰にとっても読みやすいというような配慮が必要だと思うので、検討をお願いしたい。

○委員長

計画については、個別の数値目標の指標は各計画に出ているが、この計画が機能して前に進んでいるかどうか、どういう状況にあるかということを10ぐらいの指標を作つて一目でわかるような指標を作つていただくと、そこを中心に議論ができるので、考えていただけるとありがたい。情報がかなり多いのでどこをどう見たらいいのかということが瞬時にわからない。事務局が考える10の指標でいくとこういう状況であるというような提案でもいいし、それについて委員からこれが抜けているからおかしいとか、これを変えようという意見を頂きながら評価指標を育てていくようなことを検討いただけないか。言うほど簡単ではないということはよく分かっている。それを数値化して評価するのは難しいということはよくわかるが、あえて今ある数値を選ぶとこれになるかなというぐらいのご提案はいただけないと、次回の会議でも色々と議論できるのではないかと思う。

それぞれの計画については、ご意見を踏まえ、私と事務局で最終的な調整を行い、変更・修正させていただく部分は私に一任いただけます。

(異議なし)

最終案は委員長の責任においてまとめ、市長宛に意見具申したいと考えている。

○理事

閉会のあいさつ

○司会

次の審議会は令和3年5月24日(月)に開催予定

閉会

